

# 山梨県公報

第二千四百六号

平成二十六年

四月十日

木曜日

## 目次

### 告示

○指定情報処理機関の名称の変更……………二二七

### 公告

○換地処分の届出……………二二七

○建設業法に基づく監督処分……………二二七

○基本測量の実施……………二二八

○基本測量の終了……………二二八

○公共測量の終了……………二二八

## 告示

### 山梨県告示第百三十一号

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項の規定により本人確認情報処理事務を行わせることとした指定情報処理機関からその名称の変更に係る届出があったので、同法第三十条の十四第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十日

山梨県知事 横内 正明

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	財団法人地方自治情報センター	地方公共団体情報システム機構	平成二十六年四月一日

## 公告

### 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、山谷土地改良事業共同施行委員会長大月市長石井由己雄から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年四月十日

山梨県知事 横内 正明

#### 一 地区名

大月市山谷地区

#### 二 換地処分をした年月日

平成二十六年一月二十七日

#### 三 換地処分をした土地の権利者数

十三人

### 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年四月十日

山梨県知事 横内 正明

#### 一 処分をした年月日

平成二十六年三月三十一日

#### 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社和田電業社

2 主たる営業所の所在地 大月市猿橋町伊良原百三十三番地

3 代表者の氏名 和田功

#### 三 許可番号

山梨県知事許可(特―二―)第三一三二号

#### 四 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接電気工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が電気工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く)。若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの又は公共工事以外の建設工事であつて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)

第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等若しくは地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの  
2 期間 平成二十六年四月十一日から同年五月十日までの三十日間  
五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令を受け、この命令が確定した。

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年四月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（機動観測）
- 二 作業期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十六年三月三十一日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 二 作業期間 平成二十五年六月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域 山梨県全域

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十六年三月二十八日付けで甲府地方事務局から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基準点測量

二 作業期間 平成二十四年十一月一日から平成二十六年二月二十八日まで  
三 作業地域 甲府市伊勢一丁目及び二丁目地域